

### (1) 国家試験（実技試験）の改善

#### ① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

##### <当面の方針の記載>

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

##### （参考）

- ・ まつ毛エクステンションとは、まつ毛が長く濃く見えるために行うメイクアップ技術で、地まつ毛（生えているまつ毛）1本1本に人工毛（エクステンション）を装着する技術である。「つけまつ毛」と異なるのは、肌に直接付けるものではなく、地肌から1～2mmほど離して、まつ毛に接着する点である。
- ・ まつ毛エクステンションは、刺激に敏感で細菌等病原体の繁殖しやすい粘膜付近に施術を行うので、施術者は施術に危険が伴うことを意識して、万全な状態で施術を行わなければならない。そのため、施術者には、高度な技術が要求されるとともに、衛生管理や健康被害の予防のための知識が必要となる。

#### 理容師美容師試験研修センターにおける検討

- 令和4年5月に厚生労働省から理容師美容師試験研修センターに対して、「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を発出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という）が示された。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## ＜「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」の内容（抜粋）＞

### 第3 まつ毛エクステンション技術を課題に導入する場合の試験概要

#### 1 実技試験課題の基本的事項

美容師実技試験の課題は、これまで数度の見直しが実施されてきたが、以下の内容を基本的事項として検討が重ねられており、まつ毛エクステンションの実技試験への導入についても、この基本的事項に沿うことを前提とした。

- (1) 基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること。
- (2) 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること。
- (3) 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること。
- (4) 受験者への負担が過度にならないこと。
- (5) 審査の基準が明確であり試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと。

#### 2 検証すべき基本的事項

まつ毛エクステンションを課題とする場合は、基礎的技術及び衛生上の取扱いの両面から次のことを検証すべきと考えられる。

##### (1) 基礎的技術試験

安全な施術のために不可欠な基礎的技術を検証するため、次の事項について準備時間中、作業時間中及び仕上がり状態の審査を行い、審査項目ごとにその良否をマークシートに記入していく方法により評価する。

##### ① 適正な用具類

安全な施術に適した用具類が適正な数量用意されていることを検証する必要がある。

##### ② 適正な用具類の取扱い

用具類が安全かつ正しく取り扱われていることを検証する必要がある。

##### ③ 適正な作業姿勢

作業が安全を確保した姿勢で行われていることを検証する必要がある。

##### ④ 適正なテーピングの実施

目元を保護し、エクステンションを安全かつ正確に装着するために必要なテープが正しく貼られていることを検証する必要がある。

##### ⑤ 適正なエクステンションの装着

エクステンションが安全を確保する方法で正しく装着されていることを検証する必要がある。

##### ⑥ 適正なリムービングの実施

エクステンションが正しく装着されなかった場合に、エクステンションが安全を確保する方法で取り除かれたことを検証する必要がある。

##### (2) 衛生実技試験

安全な施術のために不可欠な衛生上の取扱いを検証するため、他の実技試験課題と同様に次の事項について、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後の審査を行い、減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

① 受験者自身の清潔保持

② 衣服の作業適性

③ 作業衣の衛生と適正な着用状態

④ 手指の衛生と消毒の実施

⑤ 用具類の衛生状態

⑥ 用具類の衛生的取扱い

⑦ 不正行為の禁止

⑧ 用具類の適正な収納状況

なお、以上の基本的事項を踏まえた具体的な実施方法等については別紙の例が考えられる。

### 第4 まつ毛エクステンションを実技試験に導入する場合の検討事項

実技試験課題にまつ毛エクステンションを導入する場合の解決すべき課題として、次の事項が考えられる。

#### 1 試験室内の環境維持

従来の立位での作業と異なり座位での作業となることや、使用するグルーから発生するホルムアルデヒドガスによる健康被害を避け、公正・公平な試験を実施するため、次のことに留意して会場を確保する必要がある。

(1) 受験者1人につき1台の作業機で作業する。

(2) 受験者は椅子に座って作業する。

(3) 作業機は、受験者1人の作業面は幅90cm以上、奥行き45cm以上とし、机の前後左右の間隔は1m以上とする。

(4) 試験室内の換気を十分に行う。

(5) 作業機ごとに十分な照明を確保する。

(6) 試験室内の温度・湿度を管理する。

#### 2 美容師実技試験委員の養成

美容師実技試験委員の資格要件は美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第4条第4号により養成施設で必修課目を5年以上講義した経験を有する者又は同条第5号により15年以上実務に従事した経験を有する者と定めているが、まつ毛エクステンションに関しては、新たな技術であるため、この技術を取得していない美容師実技試験委員は技術の良否を判定できない。

そこで、現在委嘱をしている実技試験委員のうち、この技術を習得していない者に対して、まつ毛エクステンションの技術を習得させ、まつ毛エクステンションの装着及び取り外し（リムービング）の技術の良否を審査できることが求められる。

そのため、センターでまつ毛エクステンションの技能講習を受講する機会を設け、一括して教育することが望ましい。また、同様の講習会は今後試験委員を養成する際には研修内容の必須項目とする必要がある。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## ＜「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」の内容（抜粋）＞

### 3 実技試験実施期間の延長

まつ毛エクステンションは1人につき1台の作業機を要するとともに、座位による試験実施となることから、受験会場となる養成施設の状況によっては、1台の作業機に受験者2名を配置し、1組当たり最大20名の人数で実施する実施方法では座位での作業が不可能なため、1組の受験者数を半数の10名に制限する必要がある。

そのため、現在、2週間程度で実施している実技試験期間が4週間程度となる場合があると想定される。

### 4 実技試験受験料の見直し

上記2の美容師実技試験委員の養成及び3の実技試験実施期間の延長に伴い、試験会場となる養成施設の賃借料及び試験委員養成のための費用や謝金の増加等により費用が嵩むことが見込まれる。

そのため、導入に際して理・美容実技試験受験料を全般的に見直す必要があると思われる。

### 5 実施時期

全国の養成施設において、まつ毛エクステンション課題が実技の必修科目として教授されていることが必要である。

そのため、昼間課程の生徒・夜間課程の生徒に加え、通信課程の生徒の教授が十分に行われていることが確認されることが必要である。

また、入学時からまつ毛エクステンションが教授され、その卒業生が受験することとなる時期やそれ以前の卒業生に対する猶予期間を考慮し、まつ毛エクステンション課題の導入時期を見定める必要がある。

まつ毛エクステンション課題導入には、教授状況の確認により、課題の導入が決定された後に、導入に向けた審査マニュアルの作成、試験委員の養成、課題集の作成等の準備を開始し、この準備には最低でも5年程度を要するものとする。

### 6 課題の周知

養成施設の教員及び受験者にまつ毛エクステンション課題の導入時期や技術の解説等による作業内容を広く周知する必要がある。

また、同時に審査マニュアルの公表による評価基準の周知も行う必要がある。

### 7 その他

#### (1) モデルウィッグの標準仕様

まつ毛エクステンション課題を行うためのモデルウィッグは特殊なものとなることから、その標準仕様の設定についても検討する必要がある。

標準仕様の設定が必要となれば、メーカーの供給能力等も考慮し、導入時期に影響しないよう準備する必要があるとともに、受験者の経済的負担の軽減にも配慮する必要がある。

#### (2) 作業用照明の検討

まつ毛エクステンションの作業に適した照度の確保が必要不可欠であるが、照明スタンドを持参用具等を含めるか否かについては、各養成施設での授業における照度の確保状況を調査した上で検討する必要がある。

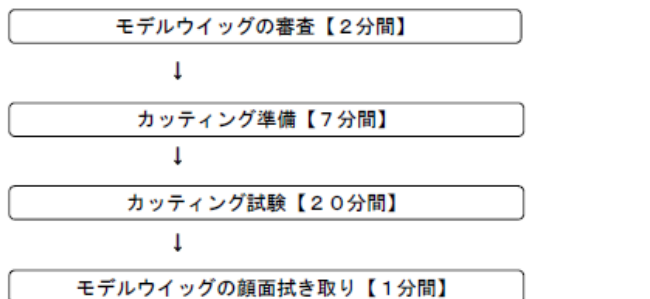
# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## ＜「まつ毛エクステーションの実技試験導入に関する報告書」の内容（抜粋）＞

### 別紙

#### 1 まつ毛エクステーション課題の流れ

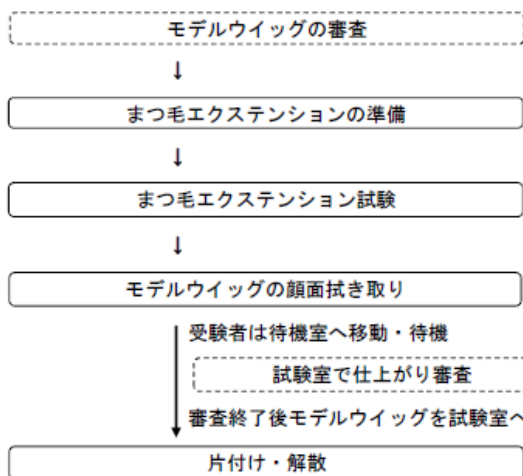
##### 【第1課題 カットニング】



審査室へモデルウィッグを移動した後試験室へ移動

審査室で仕上がり審査【60分間】

##### 【第2課題まつ毛エクステーション】



受験者は待機室へ移動・待機

試験室で仕上がり審査

審査終了後モデルウィッグを試験室へ移動

#### 2 持参用具類

まつ毛エクステーションを課題とした場合の必要となる用具類として次のものが考えられる。

- (1) まつ毛エクステーション用モデルウィッグ
- (2) エクステーション
- (3) ツイーザー
- (4) シザーズ
- (5) アイラッシュ用コーム
- (6) エアプロア
- (7) 器具皿
- (8) グルー及びグループレート
- (9) リムーバー
- (10) テーピング用テープ式
- (11) コットン
- (12) 綿棒
- (13) マイクロスティック
- (14) 精製水
- (15) 汚物入れ用透明ビニール袋
- (16) 除菌用ウェットティッシュ
- (17) 乾燥タオル など

#### 3 実施方法の例

- (1) 技術の条件
  - ① まつ毛エクステーション技術が行えるモデルウィッグを使用する。
  - ② 左右の目の下まぶた及び上まぶたにテーピングを行う。
  - ③ 片方の目には地まつ毛1本にエクステーションを1本装着する方法により、合計で20本以上装着する。
  - ④ エクステーションを装着する場合は1本毎に必ずエアプロアを使用しグルーを乾かす。
  - ⑤ エクステーションを付け直す場合は、部分リムービングを行う。
- (2) 衛生上の取扱い試験

審査マニュアルに基づき、次の審査事項及び評価方法により、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後に審査を行う。

  - ① 審査事項
    - ア 受験者自身の衛生状態及び作業適性  
手指・爪、頭髮、衣服及び作業衣・マスクの衛生状態並びに頭髮、履物、衣服及び作業衣・マスクの作業適性を審査する。
    - イ 用具類の規格適合状況、衛生状態及び衛生的取扱い  
衛生用具類の有無及び規格適合状況並びに用具類の表示の有無、衛生状態、及び衛生上適正な管理方法について審査する。
    - ウ 不正行為の監視と排除  
用具類への個人特定情報の表示、用具類の貸借及び追加取り出し、迷惑行為等の有無について監視及び審査を行う。
  - ② 評価方法  
減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## 美容師養成施設における教育

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。
- 「まつ毛エクステーション」については、これまでに健康被害等の相談が国民生活センター等に多数寄せられ、危害防止のための周知・指導監督等が行われてきたところであり、以下のように「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきた。

平成24年度

・公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の美容技術理論の教科書において「まつ毛エクステーション」が記載された。

平成26年度

・教育センターにおいて「まつ毛エクステーション」専用の選択課目用教科書が作成された。

平成29年度

・「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」（平成27年3月31日健発0331第18号の別添）の平成29年7月10日付け改正により、美容師養成施設の必修課目の美容技術理論及び美容実習で学ばせる技術に位置付けられ、美容実習の項目では「メイクアップ、まつ毛エクステーションなど、その他の基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること」とされた。

平成30年度

・教育センターの美容実習の教科書にも「まつ毛エクステーション」が記載された。

- これらを受けて、美容師養成施設において「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきたが、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、上述の基準が改正され3年しか経過していないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%にとどまっている。

・美容師養成のあり方に関する意識調査票（美容師養成施設）＜集計結果＞ 抜粋

（5）「まつ毛エクステーション」について、お伺いします。現在、ご所属の養成施設での実技課目で教えているでしょうか。

集計期間：令和3年12月  
対象者：美容師養成施設  
回答数(n)：233

教えている。	教えていない。	無回答	調査数
202(86.7%)	31(13.3%)	-	233

（6）「教えている」養成施設にお伺いします。まつ毛エクステーションをどの教科課程で教えていますか。

必修課目	選択課目	必修課目と選択課目の両方	無回答	調査数
59(29.2%)	102(50.5%)	40(19.8%)	1(0.5%)	202

- 「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は、以下のとおり、減少傾向にあるが、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のため、美容師養成施設における必修課目の美容実習で「まつ毛エクステーション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

・「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数

令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
40件 (美容師22件、 資格なし12件、 資格不明6件)	49件 (美容師23件、 資格なし13件、 資格不明13件)	105件 (美容師48件、 資格なし34件、 資格不明23件)	83件 (美容師33件、 資格なし25件、 資格不明25件)	143件 (美容師68件、 資格なし51件、 資格不明24件)

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## 令和5年度以降の対応（案）

- 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとしてはどうか。
- 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国の美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%（ $=86.7\% \times 49.0\%$ ）にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国の美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国の美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとしてはどうか。
- 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進めることとしてはどうか。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## ②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

### <当面の方針の記載>

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

### 美容師養成施設における教育

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

### 令和5年度以降の対応（案）

- 現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとしてはどうか。

#### （参考）

- ・ 美容師実技試験におけるオールウェーブセッティング技術とは、毛髪にピンカール又はフィンガーウェーブあるいはその組み合わせによって、頭部全体にウェーブが理論どおりに作られるよう構成することである。髪を曲げるという行為であるウェーブはセッティングの基本の一つであり、例えば一つ一つのカールを組み合わせることによりウェーブとなり、ウェーブによって髪の流れとシルエットを作ることから、カールを作ることはセッティングの基礎的技術である。そのため、カールを組み合わせ頭部全体にウェーブを作るオールウェーブセッティング技術は、美容師にとって必要とされる技術が内包されており、基礎的な技術として習得しておく必要があるものである。

<オールウェーブセッティングに必要となる技術の活用例> ※ 教育センターの教科書から引用(例1は「美容技術理論①」、例2は「美容実習①」、例3は「美容文化論」)

例1) ショートヘアにパーマ技術を施す場合、従来のロッドを巻く画一的なものだけではなく、部分的にピンカールも応用されている。



技術使用例



仕上がりの例

例2) 花嫁のかつらを装着する際には、お色直しのヘアスタイルを考慮して、仕上げがしやすいように、先にピンカールで頭髪をまとめる。



技術使用例



技術使用例



仕上がりの例

例3) 和装や洋装に合ったヘアスタイルを作るためにローラーカールやピンカール、ヘアアイロンなどを複合的に用いたセッティング



仕上がりの例

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## ・美容師養成のあり方に関する意識調査票(美容師)＜集計結果＞ 抜粋

集計期間: 令和3年12月、令和4年2月

対象者: 美容師

回答数(n): 658

(1) お働きになっている店舗で提供している技術について、お答えください。(複数回答可)

(現在、開業準備等で働いていない場合は直近で働いていた店舗)

カット	パーマ ウェーブ	ヘアセッ ティング	提供して いない	無回答	調査数
476 (72.3%)	446 (67.8%)	424 (64.4%)	145 (22.0%)	16 (2.4%)	658

(1) 実技試験のうち、「**カット**」が課題となっていることについて、お答えください。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当	美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要は低いと思う	分からないまたは特に意見はない	無回答	調査数
558 (84.8%)	35 (5.3%)	55 (8.4%)	10 (1.5%)	658

(2) 実技試験のうち、「**ワインディング**」が課題となっていることについて、お答えください。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当	美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要は低いと思う	分からないまたは特に意見はない	無回答	調査数
542 (82.4%)	49 (7.4%)	59 (9.0%)	8 (1.2%)	658

(3) 実技試験のうち、「**オールウェーブセッティング**」が課題となっていることについて、お答えください。

(ピンカールについて)

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当	美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要は低いと思う	分からないまたは特に意見はない	無回答	調査数
175 (26.6%)	336 (51.1%)	139 (21.1%)	8 (1.2%)	658

(フィンガーウェーブについて)

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当	美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要は低いと思う	分からないまたは特に意見はない	無回答	調査数
104 (15.8%)	404 (61.4%)	142 (21.6%)	8 (1.2%)	658



# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

・美容師養成のあり方に関する意識調査票(美容師養成施設)〈集計結果〉 抜粋

集計期間:令和3年12月  
対象者:美容師養成施設  
回答数(n):233

(1)「カット」について、どのようなお考えをお持ちですか。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である。	現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない。	分からないまたは特に意見はない。	無回答	調査数
204(87.6%)	25(10.7%)	3(1.3%)	1(0.4%)	233

(2)「ワインディング」について、どのようなお考えをお持ちですか。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である。	現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない。	分からないまたは特に意見はない。	無回答	調査数
204(87.6%)	26(11.2%)	3(1.3%)	-	233

(3)「ピンカール」について、どのようなお考えをお持ちですか。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である。	現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない。	分からないまたは特に意見はない。	無回答	調査数
119(51.1%)	103(44.2%)	10(4.3%)	1(0.4%)	233

(4)「フィンガーウェーブ」について、どのようなお考えをお持ちですか。

美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である。	現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない。	分からないまたは特に意見はない。	無回答	調査数
91(39.1%)	126(54.1%)	15(6.4%)	1(0.4%)	233

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

- 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課題については、第一課題がカットングであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。実技試験課題は以下の基本的事項に沿うことが重要であるが、上記の調査結果(8～9ページ)においても、多くの美容師が、カット、パーマネントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。
  - ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
  - ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
  - ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
  - ・ 受験者への負担が過度にならないこと
  - ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律(一定)の基準で審査でき、恣意的(主観的)な評価が入りにくいこと
  
- 他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果(8～9ページ)も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要ではないか。厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考えるが、どうか。

## (見直す場合の考え方)

- ・ 実技試験課題としては、第一課題はカットング、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。
- ・ 新たな課題(現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題)の名称は、課題の内容に相応しいものとする。
- ・ 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。
- ・ この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## (2) 養成段階の知識技能の取得の推進

### ① 美容実習全体について

#### <当面の方針の記載>

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

#### 美容師養成施設における教育

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

#### 令和5年度以降の対応（案）

- 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとしてはどうか。

### ② 美容所における実務実習について

#### <当面の方針の記載>

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

#### 美容師養成施設における教育

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## 令和5年度以降の対応（案）

- 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとしてはどうか。
- また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知することとしてはどうか。

### ・美容師養成のあり方に関する意識調査票（美容師）＜集計結果＞ 抜粋

集計期間：令和3年12月、令和4年2月

対象者：美容師

回答数(n)：658

(3)「経験した」方にお伺いします。経験した実務実習について感じたことを、お答えください。(複数回答可)

業務に活かされていると感じる	ある程度業務に活かされていると感じる	特に業務に活かされているとは感じない	実際のサロンの感覚が学べた	サロンでの1日の動きや、店内での苦労働面などが学べた	臨場感が伝わり、モチベーションのアップにつながった
99(26.7%)	120(32.3%)	47(12.7%)	202(54.4%)	180(48.5%)	65(17.5%)
実施期間が短かった	美容行為（シャンプー、ワインディング補助など）をさせてもらえなかった	分からないまたは特にない	その他	無回答	調査数
42(11.3%)	22(5.9%)	9(2.4%)	5(1.3%)	14(3.8%)	371

### ・美容師養成のあり方に関する意識調査票（美容師養成施設）＜集計結果＞ 抜粋

集計期間：令和3年12月

対象者：美容師養成施設

回答数(n)：233

(2)「行っている」養成施設にお伺いします。現行の実務実習は有効だと感じていますか。

有効と感じる	やや有効と感じる	特に感じない	分からない	無回答	調査数
110(68.8%)	46(28.8%)	3(1.9%)	1(0.6%)	-	160

# 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応について

## (3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

### <当面の方針の記載>

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
  - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
  - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者(団体)との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成(社会保険の加入、労働基準の遵守を含む)の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

### 令和5年度以降の対応(案)

- 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続(美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。)について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知することとしてはどうか。
- また、美容所における人材育成(社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。)の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出することとしてはどうか。